

松山市こども食堂支援事業補助金交付要綱

制定 令和 4年 3月22日 要綱第12号

改正 令和 6年 3月18日 要綱第12号

(趣旨)

第1条 市は、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱（令和5年9月5日付けこ支家第231号）に基づき、こども食堂事業（次条第2項に規定する取組を行う事業をいう。以下同じ。）の実施を支援することにより、その活動の促進を図り、もってこどもの居場所を確保することを目的として、こども食堂の運営団体に対し、予算の範囲内で松山市こども食堂支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「こども」とは、原則として市内に居住する、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この要綱において「こども食堂」とは、地域のボランティア等が、こども及びその保護者等に対し、無料又は安価で栄養のある食事及び温かな団らんを提供する取組をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体等とする。

- (1) 団体等の規約、会則又はこれらに準じるものを備えていること。
- (2) 政治的・宗教的な公平性・中立性及び経営の透明性が確保されていること。
- (3) 反社会的な勢力に該当するものでないこと。
- (4) その他補助対象団体として不相当と認められる事情がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、こども食堂事業であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で実施すること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 感染症対策等の理由によりやむを得ず持帰り等の形式で開催する場合を除き、原則

として会食の形式で開催すること。

- (4) 1年以上継続的に実施する見込みであること。
- (5) 原則として月1回以上開催し、1回当たり10食以上の食事を提供すること。
- (6) 常駐できる責任者を配置し、安全管理に努めること。
- (7) 保健所の指導を遵守し、衛生管理に努めること。
- (8) アレルゲンの情報提供その他のアレルギーのある子ども又はその保護者等への配慮をすること。
- (9) 食中毒、怪我等の損害を補償する保険に加入していること。
- (10) 同一の経費に対し、他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、こども食堂事業の実施に要する経費であって、別表第1に掲げるものとする。

(補助限度額及び補助金の額)

第6条 1の年度ごとの補助限度額は、こども食堂1箇所につき別表第2に定める額とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額と1の年度ごとの補助限度額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（次条及び第9条において「申請団体等」という。）は、市長が指定する期限までに、松山市こども食堂支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 確認書（様式第4号）
- (4) 団体等の規約、会則又はこれらに準じるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要

に応じて申請団体等に対して意見聴取等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、指示又は条件を付けることができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、松山市こども食堂支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、申請団体等に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請団体等（以下「事業実施団体等」という。）は、当該決定に係るこども食堂事業（以下「補助事業」という。）の内容及び補助金の額のいずれか一方又は両方を変更しようとするときは、松山市こども食堂支援事業（補助事業・補助金）変更申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、松山市こども食堂支援事業（補助事業・補助金）変更決定通知書（様式第7号）により、事業実施団体等にその旨を通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 事業実施団体等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、松山市こども食堂支援事業補助事業中止（廃止）申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、松山市こども食堂支援事業補助事業中止等決定通知書（様式第9号）により、事業実施団体等にその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第11条 事業実施団体等は、市長が指定する期日までに、松山市こども食堂支援事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 事業の支出に係る領収書等の写し

(4) 写真その他の事業の実施状況が分かる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(審査及び交付)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付時期の特例)

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、規則第9条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(補助金の交付請求)

第14条 事業実施団体等は、第12条又は前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松山市子ども食堂支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、事業実施団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助金を他の目的に使用したとき。

(2) 補助事業を変更し、中止し、又は廃止したとき。

(3) 法令及びこの要綱に違反したとき。

(4) 提出した書類に偽りの記載があったとき。

(5) その他不正の行為があったとき。

(補助金の返還命令)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、既に交付した補助金があるときは、松山市子ども食堂支援事業補助金返還命令書（様式第14号）により、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(関係書類の保管)

第17条 事業実施団体等は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。

(財産の管理)

第18条 事業実施団体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について

は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(調査等)

第19条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、事業実施団体等に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地調査をすることができる。この場合において、事業実施団体等は、この調査等に協力しなければならない。

(守秘義務)

第20条 事業実施団体等の職員その他補助事業に従事する者は、補助事業に係ることも及びその保護者等の個人情報の保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(届出義務の免除)

第21条 規則第8条ただし書の規定により、この要綱に基づく補助金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(子ども等への支援)

第22条 事業実施団体等は、支援が必要な子ども又はその保護者等を発見したときは、これらの者が必要な支援に結び付くよう努めるものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和3年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助金交付要綱の廃止)

2 令和3年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助金交付要綱（令和3年要綱第83号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の令和3年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助金交付要綱の規定による補助金の交付決定を受けた者に係る同要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

対象経費の項目	対象経費
報償費	謝礼金等
旅費	食材の運搬に係る交通費等
需用費	消耗品費，食糧費，光熱水費，印刷製本費等
役員費	保険料，通信運搬費等
施設賃借料	建物賃借料等
その他	市長が必要と認めるもの

備考 原則として備品及び施設改修に係る経費は，対象外とする。

別表第 2（第 6 条関係）

年間提供食事数	1 の年度ごとの補助限度額
1 2 0 食以上 2 3 9 食以下	8 0 , 0 0 0 円
2 4 0 食以上 3 5 9 食以下	1 0 0 , 0 0 0 円
3 6 0 食以上	1 2 0 , 0 0 0 円